

を發し、解決の途を尋ねるも、まて様子を更に見れば、東條の言に  
會見申込みは全く向打開の政策的のものなりと公言したるのみなら  
ず、争議團の名を以て聲明書を發して更に之を力説する等、聊か  
首肯し難き節なきに非りしも、會社としては争議経過が徒らに遷  
延するは常に當事者双方に取つて不利不便たるのみならず、社會に  
對する影響も尠なからざるを痛感するを以て、先方が誠意を以て臨  
む以上何時にても解決の用意と雅量とを常に把握して渝らざりし次第  
なるが故に、此末の事には拘泥せず、松岡駒吉氏が一個の紳士として誠  
意を以て解決の衝に當るものとの前提の下に、又々關係各方面にも諒解  
を求めたる上會見すること、決し、四日同氏宛架電  
「協調會當事者を立會とし来る六日以降野田に於て會見する」旨  
通知し、更に五日社員を上京せしめて松岡氏に面會親しく會社の  
存意を傳達したり。蓋し、この會見は極めて重大且微妙の關係  
にあり、波及する所も從つて大にして誤聞誤解等も爲に多かる  
べく信ぜらるゝを以て、事を慎重に取扱ふ意味の下に、公平なる第三  
者の立會を乞ふ事の最も妥當なるを確信したるを以てなり。

然して、第一回會見は

- 一 二月六日午後一時四十分より約二時間に涉り
- 二 本社樓上に於て
- 三 協調會労働課長草間時光氏立會の下に  
松岡氏と、會社側よりは並木工場課長、石塚人事係主任 (関根)  
主任、伊藤、飯田両工場課員の間に
- 四 行はれたるが、劈頭松岡氏より「争議團側の希望は、既に會社側には明  
瞭となり居る次第なるを以て、之に關し會社の意見又は對策を聴き  
たい」との申出ありしが、會社側よりは「未だ會社の決定意志なる  
ものなし、貴下の御希望又は御意見を聴きて又々の機関に傳へ、  
その上協議して御答へすべし」と返答し、それより要求條項、解雇  
問題等に關し懇談をなし、来る八日午前十時三十分を期し再會見と  
約して分袂せり。  
三 會見申込應諾の由来及第一回會談の内容を略報して會社の立  
會に於ける次第なり。